

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年3月18日(2021.3.18)

【公開番号】特開2020-53778(P2020-53778A)

【公開日】令和2年4月2日(2020.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2020-013

【出願番号】特願2018-179462(P2018-179462)

【国際特許分類】

H 04 L 12/28 (2006.01)

H 04 B 3/36 (2006.01)

B 60 R 16/023 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/28 200 Z

H 04 B 3/36

B 60 R 16/023 P

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月2日(2021.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

有線中継装置20の記憶部202は、上述の無線中継装置10の記憶部104と同様の構成によるものである。有線中継装置20の記憶部202には、無線中継装置10の記憶部104と同様に有線中継装置20又はECU30と通信するための経路情報が、例えばテーブル形式にて記憶されている。当該経路情報は、無線中継装置10、有線中継装置20及び有線中継装置20に接続されたECU30のアドレスが含まれている。有線中継装置20は、例えばレイヤー2スイッチ、又はレイヤー3スイッチとして機能する。有線中継装置20がレイヤー2スイッチとして機能する場合、無線中継装置10、有線中継装置20又はECU30のMACアドレスが経路情報として記憶部202に記憶される。有線中継装置20がレイヤー3スイッチとして機能する場合、無線中継装置10、有線中継装置20又はECU30のIPアドレスが経路情報として記憶部202に記憶される。従って、記憶部202に記憶されている経路情報を参照することにより、有線中継装置20の制御部201は、自装置に接続されたECU30と車外の通信装置との間の通信、又は自装置に接続されたECU30と他の有線中継装置20に接続されたECU30との通信を中継することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

なお、図1又は図2に示すごとく、最下流に接続される有線中継装置20は、上流側に位置する他の有線中継装置20と接続するための有線通信部207のみを有するものであってもよい。また、最下流に接続される有線中継装置20は、電源スイッチ206を有さないものであってもよい。最下流に接続される有線中継装置20は、例えば、自動運転系ECU30等の車両1の走行安全性に関する優先度が最も高いECU30が接続されるた

め、自装置の上流に接続される他の有線中継装置 20との通信が遮断された場合であっても、これら優先度が最も高い ECU30間の通信を担保することができる。\_\_\_\_\_

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 5】

